

独立行政法人地域医療機能推進機構仙台南病院附属介護老人保健施設 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「JCHO」という。）が開設する独立行政法人地域医療機能推進機構仙台南病院附属介護老人保健施設（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 超高齢社会において、介護老人保健施設は重要な役割を担うことから、本院との人事交流を積極的に行うなど人材育成に取り組み、地域医療・包括ケアの要の施設として機能できるよう運営を強化する。

2 前項に定める運営方針に基づく基本方針は、次のとおりとする。

（1）複合的な介護サービス拠点として役割強化

本院と密接な連携を図りつつ、老健施設の入所サービスのみならず、短期入所・通所リハ・居宅介護支援センター等の複合的な介護サービスを提供する拠点として機能する。

（2）在宅復帰・在宅療養支援機能強化

老健入所者の在宅復帰が可能となるよう積極的なリハビリテーションを実施するとともに、在宅復帰後の通所リハや短期入所による切れ目のないリハビリテーションの提供等を通じて在宅療養を支援する。

（3）医療必要度の高い要介護者への対応強化

本院の機能を活用して、医療依存度の高い要介護者に対する適切なケアを確保するとともに、できるだけ経口移行・維持ができるようにする。

（4）看取り対応の強化

高齢者の癌患者を含め、施設において本人や家族の意向を踏まえた看取りができるよう、本院との一体的な運営の下に職員の対応能力を高める。

（5）認知症のある要介護者への対応強化

認知症のある要介護者に対して適切な対応ができるよう、本院や専門医療機関との連携の下に職員対応能力を高める。

（6）介護現場からのデータの収集・解析と政策提言・情報発信

JCHOのスケールメリットを活かし、全国の介護現場からデータを収集・解析し、質の高い介護サービスの開発と普及に貢献するとともに、介護福祉政策に関してエビデンスに基づく政策提言・情報発信をしていく。

(7) 地域包括ケアに係る人材育成

地域において医療・介護に関わる様々な主体や多職種の連携が円滑に進むよう、本院とも協力しつつ、地域の介護事業者や地域住民を対象にした研修を実施する。

(施設の運営法人、名称及び所在地等)

第4条

・運営法人

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 |
| (2) 所在地 | 東京都港区高輪3丁目22番12号 |
| (3) 電話番号 | 03-5791-8220 (代表) |
| (4) FAX番号 | 03-5791-8257 |

・施設の名称等

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 施設名 | 独立行政法人地域医療機能推進機構
仙台南病院附属介護老人保健施設 |
| (2) 所在地 | 仙台市太白区中田町字前沖143番地 |
| (3) 電話番号 | 022-306-1731 (代表) |
| (4) FAX番号 | 022-306-1732 |
| (5) 管理者名 | 朝倉 徹 |
| (6) 介護保険事業所番号 | 0455480038 |
| (7) 開設年月日 | 平成11年5月1日 |

(従業者の職種及び員数)

第5条 当施設の従事者の職種及び員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 施設長 | 1人 |
| (2) 副施設長 | 1人以上 |
| (3) 医師 | 1人以上 |
| (4) 看護職員又は介護職員 | 3人以上
(定員20人の場合は1人以上) |
| (5) 支援相談員 | 1人以上 |
| (6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 1人以上 |
| (7) 歯科衛生士 | 1人以上 |
| (8) あん摩・マッサージ指圧師 | 1人以上 |
| (9) 栄養士又は管理栄養士 | 1人以上 |
| (10) 事務員 | 1人以上 |
| (11) 運転手 | 1人以上 |

2 前項の職員のうち、看護職員及び介護職員以外の職員は、当施設の介護保健施設サービス及び短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の職員を兼務する。

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 副施設長は、施設長を補佐し、適正な運営のための管理、指導を行う。
- (3) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。また、介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 歯科衛生士は、介護職員に対する口腔ケアの助言及び指導を行うほか、利用者の口腔清掃又は摂食・嚥下機能の指導を行う。
- (8) あん摩・マッサージ指圧師は、利用者に対しマッサージを行う。
- (9) 栄養士又は管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (10) 事務員は、庶務、会計に関すること、介護給付費、利用料の請求に関することのほか、物品の購入、保管に関することを行う。
- (11) 運転手は、送迎車の運転並びに送迎利用者の介助を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、毎週月曜日から土曜日までを営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時30分から午後3時50分までを営業時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、施設長が特に必要があると認めるときは、営業日及び営業時間を変更することができる。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、次のとおりとする。

月曜日～金曜日…40人
土曜日…20人

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、医師、理学療法士及び作業療法士等の職員によって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法

及び作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助若しくは特別入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅と施設間の送迎を実施する。

（利用者負担の額）

第 10 条 利用者負担の額を次のとおりとする。

- （1）保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- （2）利用料として、食費、教養娯楽費、おむつ代、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 通常の事業の実施地域を次のとおりとする。

仙台市（太白区、若林区）、名取市

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 12 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を次のとおりとする。

（1）食事について

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、当施設は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理、決定できる権限を委任いただくこととする。

（2）飲酒、喫煙

原則として禁止。ただし、禁煙のできない方に限り、指定の喫煙室で喫煙すること。

（3）所持品、金銭、貴重品等の持ち込み

通所に必要な所持品以外原則として禁止。やむを得ず持ち込む物品等については協議する。持ち込まれた金銭、貴重品等の紛失や破損について、当施設は一切責任を負わないものとする。

（4）禁止事項

利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。

（非常災害対策）

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（1）防火管理者及び火元責任者を配置する。

（2）非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立

ち会う。

- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災や地震等が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (5) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②非常災害用設備の使用法の徹底…随時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（虐待の防止等）

第14条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（職員の服務規律）

第15条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第16条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第17条 職員の就業に関する事項は、別に定める就業規則による。

（職員の健康管理）

第18条 職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第19条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第20条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を行う。

（事故発生時の対応）

第21条 利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供中に事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、適切な対応を講ずる。

- 2 事故内容についての記録を行い、事故発生に至った原因を検証し、再発防止策を講ずる。
- 3 利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供中に、当施設の責に帰すべき事由によって利用者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、利用定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報の取扱いについては、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、運営会議において定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。